同条第 1 項の規定による協議を受けたならば同条第 10 項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）（災害復旧事業債、公害防止事業債、平成 15 年度から平成 29 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、平成 16 年度から平成 29 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債、平成 15 年度から平成 29 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債及び地方債計画に計上されない地方債を除く。）の同意等額のうちダムに係るものとして総務大臣が通知した額

$U_{15} = 0.048$

$U_{16} = 0.045$
$U_{17} = 0.047$
$U_{18} = 0.046$
$U_{19} = 0.046$
$U_{20} = 0.046$
$U_{21} = 0.045$
$U_{22} = 0.045$
$U_{23} = 0.027$
$U_{24} = 0.026$
$U_{25} = 0.026$
$U_{26} = 0.025$
$U_{27} = 0.002$

$U_{28} = 0.0025$
$U_{29} = 0.0025$

V_n　平成 n 年度に発行について同意又は許可を得た国立研究開発法人森林研究・整備機構、旧緑資源機構、旧緑資源公団及び旧農用地整備公団の業務における市町村の負担金（旧農用地整備公団法施行令第 16 条に規定する方法により支払われるものに限る。）及び独立行政法人水資源機構の業務に係る市町村の負担金（平成 15 年度以降に同意又は許可を得たものに限る。）に係る地方債（発行について地方財政法第 5 条の 3 第 6 項

同条第 1 項の規定による協議を受けたならば同条第 10 項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）（災害復旧事業債、公害防止事業債、平成 14 年度から平成 28 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、平成 14 年度及び平成 16 年度から平成 28 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債、平成 14 年度から平成 28 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債並びに地方債計画に計上されない地方債を除く。）の同意等額のうちダムに係るものとして総務大臣が通知した額

$U_{14} = 0.047$
$U_{15} = 0.046$

$U_{16} = 0.045$
$U_{17} = 0.047$
$U_{18} = 0.046$
$U_{19} = 0.046$
$U_{20} = 0.046$
$U_{21} = 0.045$
$U_{22} = 0.045$
$U_{23} = 0.027$
$U_{24} = 0.026$
$U_{25} = 0.026$
$U_{26} = 0.005$
$U_{27} = 0.002$

$U_{28} = 0.0025$

V_n　平成 n 年度に発行について同意又は許可を得た国立研究開発法人森林研究・整備機構、旧緑資源機構、旧緑資源公団及び旧農用地整備公団の業務における市町村の負担金（旧農用地整備公団法施行令第 16 条に規定する方法により支払われるものに限る。）及び独立行政法人水資源機構の業務に係る市町村の負担金（平成 15 年度以降に同意又は許可を得たものに限る。）に係る地方債（発行について地方財政法第 5 条の 3 第 6 項